

津山市総合斎場使用に関する要領

津山市総合斎場の使用については、津山市斎場条例及び津山市斎場条例施行規則に沿って使用するものとする他、具体的な施設の使用に関する要領を以下のとおりとします。

1. 使用できる施設について

- (1) 式場
 - 第1告別室 洋室 約180席
 - 第2告別室 洋室 約60席
 - 和室1 和室 25畳
 - 和室2 和室 25畳
- (2) 安置室 霊安室
- (3) 待合所 待合ホール

2. 使用方法について

施設の使用は、後片付けを含めた使用を原則とし、使用時間は次のとおりとする。

(1) 式場について

- 1) 昼間
 - 昼間1 午前9時から午後1時まで
 - 昼間2 午後1時から午後5時まで

- 2) 夜間 午後5時から翌日午前9時まで

3) 出棺時間

(第1告別室で葬儀をする場合)

午前中は午前11時まで、午後は午後3時までの出棺とする。

(和室で密葬をする場合)

上記以外の時間で出棺とする。

4) その他

第2告別室の使用は以下の使用に限る。

精進落とし等の食事会場

初七日及び十日祭等の会場

5) 霊安室について

受け入れ時間 24時間

使用の基準 開錠から閉錠まで

その他、詳細は別に定める

6) 待合ホール

開館時間及び通夜利用がある場合は終日

3. 使用予約について

- (1) 平日日中 津山市役所市民課 (0868)32-2052
- (2) 休日祝日夜間 宿日直室 (0868)23-2111
- (3) 緊急、夜間における霊安室使用について
津山市総合斎場 (0868)23-6548
- (4) その他 施設の仮押さえは認めない

4. 祭壇等について

祭壇等は、次により市が設置する。

- | | | |
|----------------|--------------|-------|
| (1) 第1 告別室 | 6 尺 4 段白木祭壇 | 1 基 |
| (2) 第2 告別室 | 5 尺 2 段白木調祭壇 | 1 基 |
| (3) 和室 1 及び 2 | 7 尺 2 段白木祭壇 | 各 1 基 |
| (4) 式典用具（付属品等） | | |

各式場における式典に必要な付属品は市が設置し、使用料は施設使用料に含むものとする。

5. 施設の備品等の使用について

- (1) 祭壇は津山市の備品を使用するものとし、他からの持込みは禁止とする。
- (2) 祭壇の装飾で備え付け以外の必要な器具等は持ち込み可能であるが、設置、片付け等は使用者の責任において行い、持ち込まれた器具等の破損又は紛失等については津山市で責任を負わない。
- (3) 葬祭場各式場内外には、門前提灯、門前櫓、庭飾り等を設置しないこと。また、祭壇後幕、横幕、水引幕等は設置しないこと。

6. 使用の範囲等について

- (1) 祭壇上で装飾が可能な範囲は第1 告別式場の祭壇の2 段目及び3 段目のみとし、輿の移動は神式等に変更する場合を除き禁止とする。なお、祭壇の左右についてはこの限りでない。
- (2) 和室の使用は、原則として次の場合とする。
告別室と併せて使用するとき。
焼骨の引取りまでの待合に使用するとき。
通夜に使用するとき。
密葬に使用するとき。
遠方者の昼食の場所。ただし、他の使用者がない場合のみ使用を許可するものとし、施設・備品等使用許可書を交付し使用料を徴収する。
- (3) 第2 告別室と和室では精進落とし等の飲食も可能であるが、準備、後片付け等は使用者の責任において行い、飲食によって生じるごみ等は持ち帰りとする。
- (4) 使用後は現状に復するものとし、不備等があれば施設管理者が再度清掃等を求める場合がある。この場合、使用者はこれに応じなければならない。

7. 使用の基準について

- (1) 告別式に使用する部屋は第1 告別室とし、午前（9 時から13 時）、午後（13 時から17 時）の2 回行うことができる。また、通夜にも使用できる。
- (2) 第1 告別室で通夜ができる者は、翌日午前に葬儀をする者とする。ただし、前日の午後3 時までに翌日午前の使用の申込みが入らない場合は、この限りでない。
- (3) 式場を通夜で使用する場合は、他の式場等の使用がないか必ず確認を行い、使用がある場合には、双方協議の上、通夜の開始時間を必ず1 時間ずらすこと。
- (4) 第2 告別室を通夜の後の食事会場として使用できる者は、先に通夜が終了する者とする。ただし、他に使用がない場合は、この限りでない。
- (5) 式場を使用できる範囲は、葬儀又は通夜を行った後の片づけまで使用ができるものとする。ただし、他に使用がない場合は、この限りでない。

8. その他

- (1) 全館禁煙である。
- (2) 通夜等の場合、使用者の責任管理を前提に待合ホールのテレビの遠隔操作機を代表者へ預けることができる。

津山市総合斎場における市の備品等の範囲について

【第1告別式場】

祭壇	6尺4段白木祭壇（神仏兼用）		1 基
	付属品	輿	1 台
		位牌台	1 台
		写真台	1 台
		六塔	1 対
		供物台	1 対
		燭台	1 対
		脇台	1 対
	灯籠	1 対	
備品等	大鈴（台、棒付）		1 セット
	供物台（大、中）		各 2 台
	僧侶用焼香机（鈴、ろうそく立て、線香立て、花立、焼香炉、線香入れ各1）		1 セット
	僧侶用曲録		1 脚
	焼香台		3 つ 予備2つ （和室用兼用）
	てん茶台		1 対
	位牌台（焼香台用）		1 つ
	棺台（参列者用、祭壇用）		各 1 組
	棺ふた置台		1 つ
	音響設備		一 式
その他	神式用小物		一 式
	付属品	社（6尺）	1 台
		鏡（6寸）	1 つ
		三宝（9寸）	1 1 つ
		ろうそく立て	1 対
		雪洞（大）	1 対
		雪洞（小）	1 対
		霊示案	1 つ
		瀬戸物神式用	1 セット
		玉串案（6尺立）	1 つ
		玉串案（3尺4寸）	3 つ
		玉串案（2尺4寸座）	2 つ
		玉串案（3尺座）	1 つ
		玉串案（高さ730mm、500mm、360mm）	1 セット
		真榊台	1 対
		三種神器（大）	1 つ
		造花榊	1 対
		五色旗（5尺）	1 対
		袷い串台（高さ730mm）	1 つ
祖霊舎（みたまや）	1 つ		

【第2告別式場】

祭壇	5尺2段白木調祭壇（移動式：神仏兼用）		1 基
	付属品	位牌台	1 台
		写真台	1 台
		盛物台	1 対
備品等	僧侶用脇椅子		1 脚
	供物台		1 つ

【和室】

祭壇	7尺2段白木祭壇（神仏兼用）		1 基
	付属品	位牌台	1 台
		写真台	1 台
		燭台	1 対
盛物台		1 対	
備品等	大鈴（台、棒付）		1 セット
	経机（鈴、ろうそく立て、線香立て、花立、焼香炉、線香入れ各1）		1 セット
	焼香炉（参列者用）		1 つ
	僧侶・宮司用座布団		各 1 枚
	焼香台		1 つ (第1告別室用予備)
	てん茶台		1 対
	位牌台（焼香台用）		1 つ
	棺台（祭壇用）		1 組
	棺敷き		1 枚

【その他】

備品等について

第2告別式場の祭壇を使用する場合、他の使用許可がある式場の備品等を兼ねて使用できるものとする。この場合、事前に管理事務所にその旨を申し出なければならない。また、使用後は必ず元の場所に戻すこと。

神式用の小物については、各式場に兼ねて使用するものとする。

各式場には宗派によるもの（掛け軸、木魚等）や焼香鉢（線香立て）は用意しないため、必要な場合は使用者側で用意すること。また、その他設備に不足があれば、同様に使用者側で用意すること。